

## 「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」に係る 試行プロジェクト 公募要領

日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という)は、「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」(内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局委託事業)を実施するにあたり、対象となる試行プロジェクトの公募を開始します。皆様の応募をお待ちしています。

### I. 「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」について

#### 1. 調査の目的

政府は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、オリパラ大会)の成功に向け、2015年11月にオリパラ大会関連施策の立案と実行に関する「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(以下、オリパラ基本方針)」を閣議決定しました。本方針は、大会の円滑な準備と運営はもとより、大会を契機とした様々な取り組みを通じて、オールジャパンでの日本の魅力発信、外国人旅行者の訪日促進等を行い、被災地復興の後押しや地方活性化につなげようというものです。

「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」は、オリパラ基本方針推進にあたっての重点分野である「文化を通じた盛り上げ」にかかる試行プロジェクトを実施し、その効果・改善点を調査・分析し、オリパラムーブメントを醸成して基本方針を推進するものです。

なお、採択される案件は、2020年東京オリパラ大会に向けて何を実現するのか、2020年東京オリパラ大会開催年に何を実施するのか、2020年東京オリパラ大会以降何につなげていくかが明確である必要があります。

#### 2. 試行プロジェクトの募集

本事業は、公募により広く企画の提出を求める「企画競争」として試行プロジェクトの提案を募集するものです。所定の選定手続きを経て、対象の試行プロジェクトを選定した後、当該プロジェクトの提案団体(提案団体の中に複数の構成団体が含まれる場合は、提案団体の代表団体)と委託契約を締結し、国による調査として実施することとしています。

※委託金額は、契約終了後に必要書類を検査した上で支払いとなります。契約時の概算払い等には応じられません。

### II. 試行プロジェクトの応募対象

#### 1. 応募主体

以下のいずれかに該当するものとします。

- 法人格を有する者(一般社団法人、一般財団法人、株式会社、NPO等)
- 法人格を有しないが、次に掲げる措置がとられている団体(実行委員会等)
  - 1) 定款、寄附行為に類する規約を有すること
  - 2) 団体の意思を決定し、執行する体制が確立していること。
  - 3) 自ら経理し、監査する会計体制を有すること。
  - 4) 活動の本拠となる事務所等を有すること。
- 地方公共団体(都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む))

## 2. 対象範囲

### (1) 応募対象プロジェクト

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会への関心を高め、日本文化(※1)の魅力を発信するプロジェクトの中で、各種のバリアを克服する取り組みを含むもの(外国人への言語のバリアを取り扱う多言語対応、障害者・高齢者等の参加を促進するバリアフリー対応、和食・日本食材などの海外普及を促進するための国際標準化・国際規格化対応のいずれかを含むプロジェクト)を応募対象とします。特に、委託金額3,000万円(税込)を上限とする規模の大きなプロジェクトでは、2020年に向けて文化の情報発信拠点となりうる場所(※2)を活用して、象徴的な空間で効果的な文化発信がされる内容となっているものを応募対象とします。

本調査で採択されたプロジェクトで「多言語対応」「バリアフリー対応」を含むものは、原則として、政府が進める文化プログラムである「beyond2020プログラム」として認証されます。

(参考)beyond2020プログラム

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/beyond2020/](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/)

#### (※1)文化とは

伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、地域性豊かな和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、世界に発信すべき魅力ある日本の多様な文化を広く含むものです。

「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(H27.11.27閣議決定)の4(2)「日本文化の魅力の発信」を参照ください。

#### (※2)文化の情報発信拠点となりうる場所の例(以下調査報告書のP.28-36)

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/suishinchosa/pdf/miryok\\_chousa.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/suishinchosa/pdf/miryok_chousa.pdf)

### (2) 応募要件

以下の内容を企画提案に記載することが必要です。

- ① オリパラ大会への関心を高め、オリパラ大会成功に向けた機運を醸成するため、質の高い日本文化の普及・魅力発信の内容が提案事項に含まれていること。
- ② 日本文化の国内外での普及・魅力発信のため、多言語対応、バリアフリー対応、国際標準化・規格化対応のいずれかを促進する取り組みとその効果検証が提案事項に含まれていること。
- ③ プロジェクトの実施を通じて次世代に残すべき遺産(レガシー)を提示していること。
- ④ 2020年東京オリパラ大会に向けて何を実現するのか、2020年東京オリパラ大会開催年に何を実施するのか、2020年東京オリパラ大会以降何につなげていくかが含まれた実施計画を提示すること。
- ⑤ 2016年度及び2017年度実施事業を参考に、事業企画の背景と課題を提示すること。その課題に対応した実証事業として、課題の抽出や成果等の効果検証の手法を提示すること。

(注)2016、2017年度の採択案件・採択事業者による応募について

本調査においては、調査の目的に鑑み、多様な分野・主体において試行プロジェクトを実施することが望ましく、2016、2017年度「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」に係る試行プロジェクト既採択事業者の案件については、過去と同様の内容では応募できません。

既採択事業者が案件を提案する場合、2016、2017年度の調査実施により新たに得られた重要課題への対応を検証する場合など、同一事業ではなく、新たな事業として認められる場合に限り、選定される可能性があります。

#### (参考)2016、2017年度実施事業

以下のURLをご参照下さい。

[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020\\_suishin\\_honbu/suishinchosa/index.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/suishinchosa/index.html)

#### (注)応募対象とならない事業

- 宗教的または政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- 慈善事業への寄付を目的とするもの
- スポーツを主な目的とするもの
- 商品やサービスの販売・営業活動を主目的とするもの
- 公序良俗に反するもの

### 3. 実施期間

試行プロジェクトの実施期間は原則 **2019年1月15日(火)**までに終了するものとします。

**また、委託契約終了日までに事業実績報告書及び会計報告書を提出していただく必要があります。**  
なお、本プロジェクトに計上できる経費は、委託契約締結日以降に発注し、契約終了日までに支出が発生するものが対象です。

#### 留意事項

- 実施主体は、委託契約終了日までにプロジェクト実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分した形でジェトロに対して会計報告を行う必要があります。また、成果等を取りまとめた実績報告書を提出いただきます。詳しくは「Ⅲ.1. ⑤応募条件・同意書」の記載内容をご確認ください。
- 契約期間中に本事業を確実に完了するために、実施主体に契約書に定める所定期日(試行プロジェクトの実施、報告書の提出)の厳守が求められます。**それらが守られない場合、委託費の支払いができなくなる可能性があります。**
- 事業実施の様子を収めた3分程度の動画作成や、写真の提出を求められます。
- 複数のプロジェクトを申請することも可能です。
- 他の補助金、助成金と併用する経費については、応募の対象外となります。
- 複数の実施主体による連携プロジェクトも対象となります。ただし、応募は同プロジェクトを主催する団体の代表法人から行ってください。
- 一つのプロジェクトにおいて、複数地域でイベントを実施する場合も対象となります。
- 実施主体は、イベント参加者に対し、ジェトロが提示するアンケート調査等を実施し、報告書に盛り込む必要があります。
- **本事業の経費は、実施主体が立て替えて支払う必要があります。**契約終了後、提出された事業実施報告・会計報告(各経費の支払証憑を含む)必要書類をジェトロが検査し、合格した内容について契約金額を上限として支払われます。**契約時の概算払い等には応じられません。**

### 4. 実施場所

日本国内

### 5. 委託金額

試行プロジェクトに計上できる経費は、**1,000万円(税込)または3,000万円(税込)が上限**です。上限額を超える提案は、審査対象外となります。

※委託費については、「V.2.委託費の内容」をご参照ください。

※3,000万円(税込)を上限とするプロジェクトの対象は、原則以下条件を満たす規模の大きなプロジェクトとします。

- ・参加者の規模(1,000人以上を目安)
- ・文化の情報発信拠点となりうる場所での開催
- ・2020年における具体的な実施計画

### 6. 採択件数

10件程度 (委託金額1,000万円(税込)上限:6~7件程度、3,000万円(税込)上限:2~3件程度)

### Ⅲ. 試行プロジェクトの応募手続

#### 1. 提出書類

次に示す提出書類(別紙様式)に必要事項を記入後、一本の電子ファイル(zip等の圧縮を施した上でひとまとまりにしてください)を以下の提出先にご送信ください。ファイルの最大データサイズは3MBです。提出書類に不備があると審査の対象となりませんのでご注意ください。

※Macで作業される場合は、zipファイルの①～⑥の各ファイル名を半角英数字としていただくか、zipファイルにせずにメールに各ファイルを添付してお送りください(文字化けを避けるため)。

提出書類(別紙フォーム)		形式
①	公募申請書(I)	データ(Excel)
②	公募提案書(Ⅱの1, Ⅱの2)	データ(Excel, Word)
③	申請団体調書(Ⅲ)	データ(Word)
④	予算計画書(Ⅳ)	データ(Excel)
⑤	応募条件・同意書(V)	データ(PDF)
⑥	団体の定款・規約・会則および財務諸表等	データ(PDF)

<提出先> 日本貿易振興機構 サービス産業部 オリンピック・パラリンピック推進課  
E-mail: [sib@jetro.go.jp](mailto:sib@jetro.go.jp)  
申請書はすべてを1セットで送信し、データ量は3MB以内に収めてください。

<お問い合わせ先> TEL(03)3582-5313

#### 留意事項

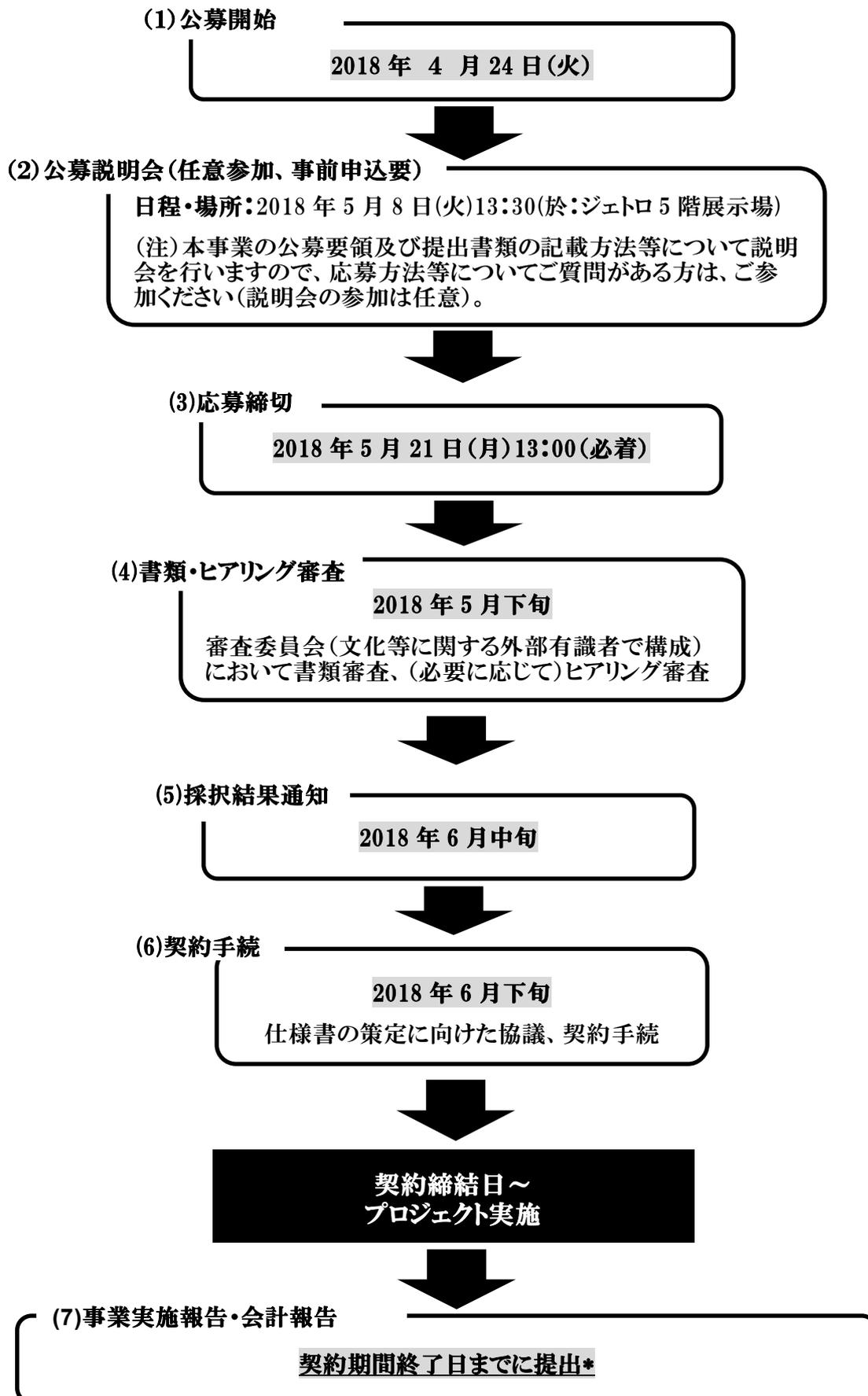
- 応募書類のメール受付後、ジェトロから追って受領確認の連絡をメールでいたします。受領確認の連絡がない場合は書類が受領できていない可能性がありますので、上記連絡先までお問い合わせください。
- 応募書類の差し替えは受け付けません。記載内容を十分ご確認のうえご提出ください。
- 提出された応募書類は試行プロジェクトの採択に関する審査及びプロジェクトの調査・分析以外の目的には使用しません。

#### 2. 応募締切

2018年5月21日(月)13:00(必着)

## IV. 試行プロジェクトの審査・選定

### 1. 審査・選定プロセス



\*完了後に確定検査を実施し、請求経費を確定させます。

### 留意事項

- 外部有識者等からなる審査委員による書類審査を経て、採択候補プロジェクトを決定しますが、その際には、2016、2017年度の採択案件も踏まえ、地域バランスやテーマ(分野)バランスも考慮します。
- 期限内の事業完了を確実なものとするため、本公募手続きでは提案内容の実現可能性や実効性、実施体制が整っているかを特に厳しく審査します。
- 必要に応じて、提案内容に関する追加資料の提出依頼やヒアリング審査を行うことがあります。
- 審査結果については、採択候補プロジェクトの決定後、当該申請者に通知するとともに採択候補を公表します。なお、不採択理由等の問い合わせには応じられません。
- 審査会での採択にあたって、実施内容に関して意見が付される場合があります。その場合は、ジェットロと仕様書の協議を行った上で委託契約を締結します。

## 2. 審査基準

1	本公募事業の目的との整合性	(1) オリパラ大会の開催に向けた機運醸成につながる、優れた日本文化の普及・発信を行う内容であるか。 (2) 日本文化の国内外での普及・魅力発信の障壁を取り除くため、多言語対応、バリアフリー対応、国際標準化・国際規格化対応のいずれかを促進する内容となっているか。※多言語対応については、英語のみならず、複数の言語での対応を推奨する。
2	プロジェクト内容	(1) 取組み内容が、過去の概念にとらわれず、先進的で新しい付加価値を創造していて過去の概念にとらわれない斬新さを感じられるか。 (2) 海外への発信力があり、外国人の参加促進の工夫がされているか。 (3) 多様な機関と連携し、多くの人が参加可能な取組みとなっているか。効果検証方法が具体的でスケジュールも明確で実効性があるか。 (4) (委託金額 3,000 万円(税込)上限の規模の大きなプロジェクトの場合)参加者が概ね 1,000 人以上であるか、文化の情報発信拠点となり得る場所での開催を予定し、公共空間等の利用について行政機関等関係者と調整がなされているか、2020 年における具体的な実施計画があるか。
3	期待される効果	(1) プロジェクトによって得られる効果・規模が申請金額に見合っているか。 (2) 2020 年東京オリパラ大会に向けて何を実現するのか、2020 年東京オリパラ大会開催年に何を実施するのか、2020 年東京オリパラ大会以降何につなげていくかが明確であるか。(既存のイベント、行事等を活用する場合はもとより、特に新規のイベント、行事については、本基準について厳しく審査されることとなります。) (3) 新しい人材の発掘や育成につながるなど、取組みの持続性が見込まれる取組みがなされているか。 (4) プロジェクトで実施される多言語対応、バリアフリー対応、国際標準化・国際規格化対応を通じて、日本文化の国内外での普及・魅力発信の促進につながる課題抽出、効果検証が具体的に行われる内容となっているか。 (5) 地域振興等に貢献し、経済効果を期待できるか。
4	業務遂行能力	(1) 財務・事務管理能力、その他プロジェクトを実施するための体制が組まれているか。 (2) 本公募プロジェクトを円滑に実施するための強み(実績、ノウハウ、人的ネットワーク等)が記載されているか。

## V. 試行プロジェクトの契約手続

### 1. 委託契約の締結・委託費の支払い

- ・ 採択後に事業企画書及びそれに基づく適正額を精査の上、ジェットロと事業実施に係る委託契約を締結することとなります(契約締結に向けた調整の結果、申請金額と委託契約金額が一致しない場合もあります)。
- ・ 委託費は、委託契約に係る契約書に定められた用途以外に使用できません。
- ・ 委託費の支払いはプロジェクト完了後の精算払いとなります。実際の経費請求時には、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局が定める「委託事業事務処理マニュアル」に基づき、証憑を提出することが必要です。証憑の不十分な経費についてはお支払いできません。
- ・ 契約書に記載のない経費項目については、事前にジェットロに書面により申し出、ジェットロが承認する限りにおいて精算が可能です。
- ・ 採択者が課税事業者である場合は、契約時に納税証明書等を提出いただくことになります。

### 2. 委託費の内容

#### (1) 基本的な考え方

委託費は、本来、国が行うべき事務・事業等をその執行の適宜性、効率性等に鑑みて、他の機関又は特定の者(本委託事業では試行プロジェクト実施主体)に委託して行う場合に、その反対給付として支出する経費のことを言います。本委託事業における委託費とは、「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」という国の事業を、委託契約に基づいて受託し、実施したことに対する対価として試行プロジェクト実施主体に対して支払われるものを指します。したがって、本試行プロジェクトを実施したことによる利益の計上は認められません。

#### (2) 本委託プロジェクトにおいて計上可能な経費区分

区分	経費区分	内容
人件費	人件費	プロジェクトに直接従事する者の作業時間に対する人件費
事業費	旅費	プロジェクトを行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会議費	プロジェクトを行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(茶菓料(ただし、飲食に係る経費は対象外)等)
	謝金	プロジェクトを行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価)
	借料及び損料	プロジェクトを行うために必要な会場借料、機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	プロジェクトを行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該プロジェクトのみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
	外注費※	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するための経費(請負契約)
	印刷製本費	プロジェクトで使用するパンフレット・リーフレット等の冊子の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	プロジェクトを実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
	その他諸経費	プロジェクトを行うために必要な経費のうち、当該プロジェクトのために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

		例) －通信運搬費(郵便料、運送代等) －翻訳通訳、速記費用
	再委託費※	ジェットロとの取り決めにおいて、受託者が当該プロジェクトの一部を他者に行わせるために必要な経費(委任契約)
一般管理費	一般管理費	試行プロジェクトを行うために必要な経費であって、当該プロジェクトに要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づき一定割合(人件費+事業費の10%以内)の支払いを認められた間接経費

※外注費および再委託費の合計額は、原則として委託費総額の5割未満とします。

### 経費支出上の注意

上記のうち、特に注意が必要なものは以下のとおりです。

#### ① 人件費

- ・ 地方公共団体及び関連機関、政府関連機関など公的機関の場合、計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は原則として計上できません。
- ・ 人件費の支出は、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局が定める「委託事業事務処理マニュアル」に基づく必要があります(マニュアルはプロジェクト採択後に配布します)。

#### ② 謝金

- ・ プロジェクト実施主体内部の有識者への支出は認められません。

#### ③ 機器等

- ・ 本試行プロジェクトにおいて使用する機器等(20万円未満のものも含む)は、プロジェクト期間内でリース又はレンタルすることは認めますが、購入は認められません。

#### ④ 消費税

- ・ 委託契約締結の際に課税事業者、非課税事業者のどちらかに該当するかを確認します。

#### ⑤ 有料サービス提供時の人件費・事業費等

- ・ 有料サービス提供に係る費用は、本試行プロジェクトにおける経費の対象外です。ただし、プロジェクトの目的に鑑み、サービス提供における収支や利用者数等の結果について、報告する必要があります。

### (3) 本試行プロジェクトに計上できない経費

- ・ 国等により、別途、補助金、委託費等が支給されている経費(他事業と重複補助にならないよう、負担区分が明確になるよう留意ください。)
- ・ 備品費(1年以上継続して使用できるもの)
- ・ 交際費・接待費
- ・ 手土産代
- ・ レセプション・パーティに係る経費
- ・ 打ち上げ費
- ・ 飲食に係る経費(ただし会議の際提供するお茶代は可)
- ・ 施設整備費
- ・ 航空・列車・船舶運賃の特別料金(ファーストクラス料金、グリーン料金等)
- ・ 事務所維持費(生活雑貨、医薬品、光熱水費、電話代等を含む)
- ・ プロジェクト内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 新聞代等の消耗品代、団体等の会費

- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 公租公課
- ・ 資産となるもの(税込 20 万円以上)
- ・ 資産とならないものであっても、次年度以降引き続き使用可能なもの
  - カメラ、パソコン、音響機器などの電器機器類
  - 机、椅子、キャビネットなどの事務用品
  - コンピュータソフトウェア(市販されているもの)
- ・ 情報機器等のセットアップ、保守、管理に関する費用
- ・ サーバ証明書、ドメイン購入等に要する費用
- ・ モニター及びアンケート謝金(商品、金券も不可)
- ・ プロジェクト実施中に発生した事故、災害の処理のための経費(ただし、プロジェクト実施主体に帰責性のない事由に生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、ご相談ください)
- ・ その他プロジェクトに関係のない経費

## VI. お問い合わせ先

本公募要領に関する問い合わせは、電子メールでご送信ください。

・お問い合わせの締切は、2018年5月14日(月)13:00 必着とします。

・お問い合わせへの回答は、2018年5月15日(火)17:00 までに以下のウェブサイトにて公表します。

URL:<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2018/494d3d354a587a4a.html>

お問い合わせ先	日本貿易振興機構(ジェトロ) サービス産業部 オリンピック・パラリンピック推進課 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 TEL:03-3582-5313 FAX:03-5572-7044 Email:sib@jetro.go.jp
---------	--

<個人情報の取り扱いについて>

本公募申請に関する個人情報は、ジェトロと内閣官房が共同で利用します。本公募申請に関する個人情報は、「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」の運営支援・調査業務の遂行のみに利用し、それ以外の目的に利用することはありません。

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること  
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報(法人のウェブサイト等)で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内(4 月に締結した契約については原則として 93 日以内)

以上